

令和5年 第13回
教育委員会定例会臨時会

令和5年5月22日（月）

港区教育委員会

日 時 令和5年5月22日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	久保田 ゆ り

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第36号 港区立芝公園多目的運動場の設備点検のための臨時休場について
- 2 議案第37号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第38号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第39号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 報告事項

- 1 港区生涯学習推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 2 港区スポーツ推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 3 港区立図書館サービス推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 4 港区学校教育推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について

- 5 港区社会教育委員の委嘱について
- 6 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 7 インクジェットプリンターの購入について
- 8 令和4年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生進路状況について
- 9 学校法律相談の令和4年度下半期実施状況について
- 10 後援名義等の4月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の4月の事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の6月の事業予定について
- 14 図書館の4月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の4月行事实績について
- 16 図書館・郷土歴史館の6月行事予定について
- 17 みなと科学館の4月利用状況について
- 18 6月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは時間になりましたので、ただいまから、令和5年第13回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員をお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りいたします。

報告事項第1から第4までの4件の報告事項については、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから審議を行いたいと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、報告事項第1から第4までにつきましては、一括して説明を受けた後に質疑応答を行うことといたします。

日程第1 審議事項

1 港区立芝公園多目的運動場の設備点検のための臨時休場について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。初めに、審議事項1、議案第36号「港区立芝公園多目的運動場の設備点検のための臨時休場について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー1を用いまして、ご説明いたします。2ページ目を御覧ください。本件は、港区立運動場条例第2条の3第2項の規定に基づき、港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場につきまして、お諮りするものでございます。

項番1「臨時休場日及び理由」でございまして、まず、プールにつきましては、7月1日から9月15日までの運営期間中、8月7日月曜日を臨時休場日といたします。理由は記載のとおり、シャワー室や更衣室等の清掃及びワックスがけ作業のためでございまして、続きまして、フットサル場でございまして、本年9月26日から来年6月15日までの運営期間中、毎月第1月曜日と第3月曜日を臨時休場日といたします。理由は、人工芝の白線の塗り直しや設備点検、清掃のためでございまして。

項番2「告示日」でございまして、こちらは本日の教育委員会でご決定いただければ、明日5月23日に告示予定としております。

項番3「利用者への周知方法」でございまして、こちらにつきましては、区ホームページ、区Twitter、施設への掲示により、順次、周知いたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第36号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第36号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第37号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。概要につきまして、本日付議案資料ナンバー2-3を御覧ください。御田小学校改築に伴う工事期間中、御田小学校を仮校舎（旧三光小学校校舎）へ移転するため、設置条例の一部を改正するものでございます。

項番1「改正理由」ですが、仮校舎への移転のための規定整備です。

項番2「改正内容」は、位置の変更としまして、現校舎のある三田四丁目11番38号から、仮校舎となる旧三光小学校校舎のある白金三丁目18番2号へ変更となります。併せて参考資料を御覧いただければと思います。

項番3「施行期日」ですが、教育委員会規則で定める日としまして、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第37号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第37号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第38号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」この一部の条例の改正案について、教育委員会議案資料ナンバー3、3-2、3-3を用いまして、ご説明いたします。

まず、資料を確認させていただきます。資料ナンバー3は、本条例の改正案文。資料ナンバー3-2は、条例の新旧対照表になっております。資料ナンバー3-3は、改正内容に関する説明資料となっております。

資料の説明に入る前に、今回の条例改正の前提についてご説明させていただきます。特別区では、給与や任用制度など、23区共通で基準を定めている項目のうち、特別区職員の勤務条件に関する事項について、特別区職員労働組合連合会と特別区統一交渉を行っています。令和5年3月13日に特別区統一交渉で、パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いに関する妥結を踏まえて、全区統一した表現で条例改正を行うこととなり、本日の審議事項となっております。

それでは、一番後ろにございます、資料ナンバー3-3を使ってご説明させていただきます。本案は、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある相手方を配偶者と同等の取扱いとすることに伴い、一部を改正するものです。

初めに、項番1「改正内容」についてです。給与条例において、第11条が扶養手当に係る条文となっております。現在は、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」となっております。当該規定の扶養親族の表現について、「パートナーシップ関係の相手方」を加えて、配偶者と同等の取扱いとします。

次に、項番2「改正の背景」につきましては、先にご説明させていただいたとおりとなります。

次に、項番3「施行期日」についてですが、公布の日より施行としています。

次に、項番4「その他」についてです。本日、教育委員会においてご審議いただき、議決していただいた場合は、当改正条例案を令和5年第2回港区議会定例会に提出します。区議会で議決された場合、扶養親族届及び住居届の様式へ「パートナーシップ関係の相手方」を加える必要があるため、給与条例施行規則及び住居手当に関する規則の一部改正について、議案を再度教育委員会に改めて提出をさせていただきます。

最後に、今回の条例改正につきましては、区長部局の職員の給与条例の改正と同じ内容とすることを前提として考えております。区長部局での検討状況によっては、本日ご提出している改正条文の表現から多少の修正をお願いすることもあるかと思っております。その際、修正点を改めてご報告させていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見はございますか。

○寺原委員 2点、確認させていただければと思うのですが、1点目は、今回のものは、幼稚園の職員さんのものということで、港区の幼稚園以外の皆さんも含む職員さんに関する規定については、既に同じような改正が済んでいるという理解でよろしいのかというのが、1点目。

2点目は、今回は扶養手当ということで、次の議案で同じような勤務時間とかについても修正がという話がこの後出てくると思うのですけれども、事実婚の異性カップルの方と、今回のような同性カップルの方との間での違い。区から出す手当だったり、あるいは色々な配慮だったりというもので、もうこれで差がないということになっているのか、あるいはまだ未対応というものがあるのかということについて、教えていただければと思います。

○教育人事企画課長 1点目については、ただいま区長部局の方でも同じ内容で改正手続きを進めており、第2回定例会へ提出します。

2点目については、扶養手当については配偶者のみ、事実婚の方のみを認めていましたが、今度はパートナーシップ関係にある者の相手方を加えることによって、全て網羅されることとなります。

○寺原委員 今の「全て網羅される」の意味は、今のが扶養家族というところに入れば、どういう手当がほかにあるのか。お金が出るもの以外にも色々な、いわゆる配偶者とか事実婚の方の優遇措置みたいなものがほかにもあるのかどうか分からないのですけれども、そういうものが全てにおいて、異性カップルも同性カップルも同等に扱われるということになったという理解でいいのでしょうか、扶養手当以外のところでも。

○教育人事企画課長 そうです。扶養手当と住居手当も関係するというので、網羅されることとなります。

○教育長 もう一度確認ですけれども、そうすると、事実婚もパートナーシップも含めて全て手当以外のものも含めて、全て差異はないということでしょうかという質問だと思うので、そこに答えてください。

○教育人事企画課長 法的なところについて、全て網羅しているか、もう一度調べさせていただいて、ご回答いたします。

○寺原委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 このパートナーシップ関係にあるかどうかという判断基準なのですけれども、どういふものをお考えなのですか。例えば同居していれば基本的には、その同居している期間とかそういうものも関係なく、全てパートナーシップ関係として認めるのか。ある程度同居だけではなくて、それにプラスした要素を含めて判断するのか。いわゆる事実婚の場合も、法律でいう内縁関係なんというものは、裁判所基準からいくとそんなに簡単には認められないので、ある程度、相当程度の長期間に及ぶ同居が必要とか、色々要件があるので、一緒に住んでいるだけで事実婚とは認められないのは法律的な判断なのですけれども、その運用は事実婚も含めどういふ判断基準で判断しているのか、事実婚に関しては。今度のパートナーシップ関係については、どういふ判断ですのお考えなのか、そこら辺ちょっと教えてもらえればと思います。

○教育人事企画課長 同性の内縁関係ですかね。事実婚と相違ないということについては住民票等に記載がある、そういったものについて証明ということになります。あと、パートナーシップ関係にあることの証明ですけれども、居住区の自治体において、制度が整備されている場合は、届出を

することによって証明書等が発行されるため、それを根拠とすることを想定しております。

○中村委員 港区は、証明制度はやっているのですか。

○教育人事企画課長 性的マイノリティの方を対象に、誰もが人生をともにしたい人と家族として暮らすことを尊重するために設けるもので、パートナーシップ関係にある2人が結んだ共同生活に関する契約を港区が確認しカードを交付する制度、みなとマリージュ制度があります。これは令和2年4月1日から制度が開始となっております。他の自治体では、パートナーシップ制度と言われているところでございます。令和5年5月1日現在のみなとマリージュカードの交付件数は33件ぐらいになっております。

○中村委員 今、言われた制度で登録をしているカップルかどうかというのが一つの大きな判断基準になるということでしょうか。認証を受けているかどうか。

○教育人事企画課長 そのとおり、発行される証明書を届出することによって認めるということによって想定しております。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 今の件について、既に色々な各企業とか、あるいは弁護士会とかでも同じように同性カップルの方を福利厚生の対象にするというのは、かなり前からやっている訳なのですが、そのときにもパートナーシップ制度に登録しているかどうかというのは、もちろん一つの基準ではあるのですが、例えば港区の場合は公正証書を作成しなければいけないとか、お金がかかったり、カミングアウトにもつながるような内容が、どうしてもパートナーシップで正式に登録しようと思おうと出てくるので、実際にはそれが登録できない状況の方についても、例えば聞き取りとか住民票が何年も同じ住所にあって一緒に暮らしているということが確認できるとか、総合判断で認めるということがもう潮流というか、そういう流れなので、ぜひパートナーシップ制度が登録できていない方についても、その背景を聞き取りしていただいて、事実婚と同じような実態がある場合には、柔軟に対応していただく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○教育人事企画課長 やはり人権の配慮の点もありますし、寺原先生からご指摘のありました点については考えておりますのでそれらを区全体で連携して運用方法は検討してまいります。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、みなとマリージュ制度、これがパートナーシップ制度に該当するものだとということで。もう一度、港区では何件ぐらいこの制度を使っていらっしゃる方がいらっしゃるか。それから、それは直近では年々数は増えているのか、減っているということはないと思うのですが、その辺のところをお知らせいただきたいのですが。

○教育人事企画課長 ただいま令和5年5月1日現在のみなとマリージュカードの交付件数が、今のところ私自身が把握しているのが33件です。その推移についてはお調べして回答させていただきます。

○田谷委員 今後こういうことは、私としては増えることが予想されますので、ぜひともこういう

制度は活用していただきたいと思うのですが、先程寺原委員からもご質問がありましたけど、なかなかそういうところでプライバシーの問題というのは、このマリアージュ制度というのはどうなのでしょう。世間一般的に公表される、あるいは何かの方式でそれが分かることなのか、その辺のプライバシーの問題はどうなのでしょう。

○教育人事企画課長 個人情報を扱うことと、あと人権的な配慮が必要ですので、配慮は十分してまいります。

以上です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第38号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第38号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、審議事項第4、議案第39号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正」の案件でございます。これについて説明させていただきます。資料ナンバー4、ナンバー4-2、4-3を用いてご説明いたします。まず資料を確認させていただきます。資料ナンバー4は、本条例の改正案文です。資料4-2は、条例改正の新旧対照表となっております。資料ナンバー4-3、これは改正内容に関する説明資料となっております。

それでは、一番後ろにございます資料ナンバー4-3を使って説明させていただきます。本案は、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」について、前の議案でご審議いただいた「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」と文言を合わせる形で一部改正するものです。

初めに、項番1「改正内容」についてです。勤務時間の条例第11条は、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限について掲載しています。当該規定の配偶者と要介護者の表現について、給与条例に合わせる形で表現を改めます。なお、条例の趣旨の変更はなく、あくまでも表現の統一のための変更です。現在、配偶者等は、配偶者と職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として教育委員会が認める者、つまりパートナーシップ関係にある者については、教育委員会が認めるという形で現在も施行しているところでございます。改正案は、配偶者とパートナーシップ関係の相手方、現行の文言をパートナーシップ関係の相手方という表現で、先程の議案と統一する形で変更ということになります。要介護者については、配偶者等と現行ではなっておりますが、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方に表現を変更いたします。

続いて、項番2「施行期日」ですが、公布の日より施行といたします。

次に、項番3「その他」についてです。本日、教育委員会でご審議いただき議決していただいた場合は、給与条例と同様に当改正条例案を令和5年第2回港区議会定例会に提出をいたします。区議会で議決された場合は、勤務時間規則の表現も改める必要があるため、勤務時間の規則の一部改正について、議案を教育委員会に改めて提出させていただきます。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第39号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第39号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

- 1 港区生涯学習推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 2 港区スポーツ推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 3 港区立図書館サービス推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について
- 4 港区学校教育推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項第1「港区生涯学習推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について」から報告事項第4「港区学校教育推進計画（令和3年度～令和8年度）の進捗について」までの4件について、それぞれ説明を行い、質疑は計画ごとに行いたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、教育委員会個別計画の進捗についてご報告をいたします。これから令和3年度から令和8年度を計画期間とする四つの計画について、令和4年度末時点の進捗を所管課から順次、ご報告をいたします。報告に先立ちまして、共通事項について、まず私の方から説明をいたします。

それぞれづくりは同じにしております。資料1を御覧ください。まず、項番1です。各計画における掲載事業数を載せております。事業名等の詳細は、別紙1として一覧表記をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、項番2は、各事業の進捗になります。年次計画・成果指標を設けている事業は別紙2に、その他の事業は参考資料として一覧化しておりますので、ご参照いただきたいと思います。そして、成果の進捗区分につきましては、囲みのとおりとなっております。各計画で、対象事業をどの区分としたかについて、「進捗状況別事業数一覧」にてお示しをしております。こちらを、別紙2を用いて、それぞれからご説明をいたします。なお、時間も限られておりますので、進捗状況がbとなっているものを中心として1事業を取り上げまして、その事業を中心にご説明いたしますので、ご理

解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、各課から説明をいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、まず「生涯学習推進計画の進捗」につきまして、本日付報告資料ナンバー1を用ひまして、ご説明いたします。

項番1、生涯学習推進計画掲載事業数は、78事業でございます。こちらの詳細につきましては、別紙1のとおりで、その進捗状況につきましては、参考資料のとおりでございます。

次に、項番2、各事業の進捗状況でございます。こちらのうち、年次計画・成果指標を記載している事業は、3事業となりまして、その進捗の成果につきましては、aのものが2事業、bのものが1事業でございます。本日は、別紙2に掲載の3事業のうち、進捗状況bのものについて、ご説明させていただきます。

別紙2を御覧ください。1ページ目の下段、「生涯学習情報の発信強化」について、御覧ください。こちらは生涯学習情報を、ICTを活用して発信強化するものでございます。こちらの進捗状況につきましては、b予定どおり成果が上がらず達成に向けて改善が必要としてございます。

その理由でございます。まず、取組目標である「ICTを用いた情報発信数」につきましては、Twitterによる発信を積極的に行ったこと。指定管理者が新たにTwitterとInstagramのアカウントを取得し、積極的な発信を行ったことにより、目標を上回ることができております。

次に、成果指標の「ICTを用いた情報発信によって事業に参加した人の割合」につきましては、ICTによる情報発信により参加した人数は前年度を上回ったものの、コロナが落ち着き、全体の参加者数が増えたことにより、割合は下回っております。

課題の欄に記載しておりますが、情報発信数が新たな参加や利用者増にはつながっていないことから、進捗状況をbといたしました。今後は、参加者の情報入手ルートを分析し、今後の情報発信に生かすとともに、対象者や情報を必要とする方に必要な情報が届くよう、講座の対象や内容により工夫をしてみたいと思ひます。

こちらの計画につきましては、説明は以上となります。

続きまして、報告の2「港区スポーツ推進計画の進捗について」でございます。こちらは、本日付報告資料ナンバー2を用ひまして、ご説明いたします。

まず、こちらスポーツ推進計画に掲載している事業数は、82事業でございます。その内容は別紙1のとおり、その進捗は参考資料のとおりでございます。

次に、項番2、各事業の進捗状況のうち、年次計画・成果指標を記載している事業は、3事業でございます。進捗事業aのものが2事業、bのものが1事業となっております。本日は別紙2に掲載の3事業のうち、進捗状況bのものについてご説明いたします。

別紙2、2ページ目を御覧ください。「オンライン配信によるスポーツ機会の充実」でございます。こちらは、自宅に居てもスポーツに親しむことができるよう、様々なスポーツコンテンツをオンライン配信で提供するものとなっております。こちらの進捗状況につきましては、b予定どおり成果

が上がり達成に向け改善が必要としております。

その理由でございます。まず、取組目標である「オンライン配信による教室数」につきましては、11教室を目標としておりましたが、4教室のみの実施となっております。しかしながら、成果指標である参加者数につきましては、目標を大きく上回っております。これは、計画当初はコロナにより施設の閉館や参集型での教室の休止等により、スタジオでのレッスンをライブ配信として、自宅からも参加できるような事業をイメージしておりました。

実際には、令和4年度はコロナも落ち着いてまいりましたので、参集型のレッスンも再開したことで、オンライン配信はライブ配信ではなく、YouTubeなどを活用した録画配信の形式にいたしました。これにより在宅でも好きなきに気軽に参加できるということで、多くの方にご参加いただきました。また、メニューを比較的短時間なものにしたことも参加者数が増えた要因と考えております。利用者のニーズにマッチした実施内容であり、一定の評価はできると考えておりますが、やはり教室数といたしましては達成しておりませんので、bとしております。今後は、さらに利用者のニーズの把握に努め、録画配信メニューを増やしてまいります。

簡単ではございますが、生涯学習スポーツ振興課からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立図書館サービス推進計画の進捗について」ご報告いたします。本日付報告資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。

項番1、計画に掲載している事業数は、41事業です。

項番2、年次計画・成果指標を記載している事業は3事業で、そのうち進捗状況をbとしている事業は、1事業でございます。

別紙2を御覧ください。一つ目の「所蔵資料数」、二つ目の「電子書籍所蔵タイトル数」については、取組目標、成果指標を達成しておりますので、aとしております。なお、港区電子図書館は、青空文庫と呼ばれるフリー素材を除く所蔵タイトル数では、23区の中で一番となっております。参考として、一番最後のページに港区電子図書館の案内を添付させていただきましたので、後程御覧いただければと思います。

次に、進捗状況bとした事業は、三つ目の「調べ学習の支援」でございます。取組目標「調べる学習講座開催回数」と、成果指標『「港区図書館を使った調べる学習コンクール」応募作品数』の実績が指標に届かなかつたためbとしております。講座は、9月の応募期間に向けて、図書館や学校に図書館長や図書館職員が出張して説明を実施しておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、学校への出張講座が予定より伸びなかったことが実績値に影響しております。ちなみに、目標の42回ですけれども、内訳として図書館で6回、学校で36回ということで考えておりました。実績が37回になりましたが、こちらは図書館での講座の回数が20回。学校への出張が17回ということで、学校への講座が思うように行えない分、図書館での講座を増やしております。

簡単ですが、報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、続きまして「港区学校教育推進計画の進捗について」説明いたします。報告資料ナンバー4を御覧ください。

項番1を御覧ください。この港区学校教育推進計画に掲載している事業数は、合計で34事業です。34事業については、別紙1のとおりです。

項番2(1)を御覧ください。その16事業のうち、進捗状況がa、予定どおり前期3年の指標値に到達の見込みがある事業が、9事業。続いて評価b、予定より成果が上がらず、指標値の達成に向け改善が必要という事業が、bです。c以下の事業はゼロでございました。詳細については、別紙2の方に記載しております。

別紙2を御覧ください。一部抜粋してご説明いたします。まず、1ページ目の上段「いじめ防止推進事業の充実」事業でございます。これらの事業は、b評価です。理由としては、港区いじめ問題対策協議会の開催、令和4年度から導入したWEBQ Uを活用した取組が実施できた一方で、いじめ発生率の上昇やタブレット端末を介した嫌がらせ等が発生したという、そういった課題があるためです。今後の改善策は、令和4年12月に改定された生徒指導提要の内容を教育委員会主催の研修会で、学校教員に周知することや、人権教育の推進。または、特別の教科 道徳の中で、実践できる道徳教育。そういったもの及びいじめの未然防止・早期発見に関係各所と連携して取り組むことがございます。なお、本事業を含めて、計画の指標の在り方については、様々なご意見を頂いております。今年度は、計画の中間年。後期計画令和6年度から8年度に向けて計画の改定作業をただいま実施しているところでございます。その中で、成果指標などの議論を進めていく予定となっております。

続きまして、4ページ下段「理数教育やSTEAM教育の推進」事業でございます。ここは、成果指標1で設定した学力調査について。実は、これが令和4年度から実施しなくなったため、新しく指標3を設定しました。学力調査を実施しないので、成果指標3を設定いたしました。今後は、これらの指標を用いて進捗の管理をしてまいります。なお、この事業の進捗状況は、a評価であります。

甚だ簡単ではございますが、別紙につきましては、以上でございます。

その他の成果指標、記載していない18事業については、参考資料の方に進捗状況を記載してございます。

説明は以上でございます。

○教育長 4計画の進捗についての説明は終わりました。これから、計画ごとに質疑を受けたいと思います。まず、「港区生涯学習推進計画の進捗について」ご質問等があれば、お願いいたします。

○寺原委員 1点だけ。生涯学習推進計画進捗管理票の参考資料の7ページの2-(2)-⑦「男女平等参画センターの充実」というところで、一番右の「今後の取組」として、相談事業にLGBT専門相談を導入してさらなる充実をしていくということが書かれてあります。とても素晴らしい取組だと思うのですけれども、やはり具体的に今、多分ご検討中だと思うのですけれども、どういう方々に、基本的に専門の知識も必要かなと思うので、どういう方々にどういうふうに入っていた

くことになりそうなのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 申し訳ございません。どういった人というところまで確認ができておりませんので、後程確認いたしまして、実施時期も含めましてご報告させていただければと思います。申し訳ございません。

○寺原委員 私も弁護士会でその専門の相談をやっていたり、ふだん事務所にもその当事者の方々、あるいは逆に企業の方々とか、周りの方々、カミングアウトを受けた場合にどうしたらいいのか、両方からのご相談があり得るので。もちろんもし何かお役に立てることがあれば、いつでも別途おっしゃっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。所管にも本日の寺原委員のご意見を伝えまして、進捗も含めてまたご相談等があれば、お伺いしたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「港区スポーツ推進計画について」ご質問のある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に「港区立図書館サービス推進計画について」ご質問のある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に「港区学校教育推進計画について」ご質問のある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、計画の進捗についての報告は、以上とさせていただきます。

5 港区社会教育委員の委嘱について

○教育長 次に、報告事項第5「港区社会教育委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー5を用いてご説明いたします。本件は、港区社会教育委員の設置に関する条例第2条に基づく、港区社会教育委員の委嘱についてご報告するものでございます。

項番1「港区社会教育委員候補者」でございます。港区社会教育委員の設置に関する条例第2条に基づき、こちらに記載の10名の方に委嘱いたします。学識経験者として3名、坂口委員、柴田委員、荻野委員。社会教育関係者として3名、佐生委員、井上委員、福原委員。家庭教育関係者として1名、四柳委員。学校教育関係者として3名、藤井委員、宮島委員、高松委員でございます。前期からの引き継ぎは3名、新規が7名となっております。

項番2「任期」につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間でございます。なお、前期委員の任期は本年3月31日までとなっており、今期は2か月空いて6月1日からの委嘱となっております。これは、年度末の人事異動や新年度の総会等の関係から3月中に各推薦団体から委員を推薦いただくことが難しいこと、例年第1回目の会議は6月に開催しておりますが、開催することなく委員の解嘱・委嘱を行っていることもございました。そのため、法規担当にも確認いたしまして、関係規定上も問題ないことが確認できたため、今回任期の開始日を変更い

たしました。次期以降は、空白期間は生じません。

続きまして、2ページ目を御覧ください。項番3、学識経験者及び家庭教育関係者の新規の委員の略歴でございます。まず、荻野委員につきましては、現在、日本女子大学人間社会学部教育学科准教授でございます。続きまして、四柳委員でございます。現在は、文科省コミュニティ・スクール推進員のほか、三鷹市教育委員会三鷹市統括スクール・コミュニティ推進員をなさっておられます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 すみません。事前説明のときに確認すればよかったのかもしれないのですが、今、報告事項になっていますけれども、これは報告事項の位置づけだったのでしょうか。

○教育長室長 こちらですけれども、教育委員会の委嘱ということで、教育長の事案専決規程による専決事項ということで位置づけられておりますので、今回そちらで直ちにご報告という形となっております。

○寺原委員 ありがとうございます。おそらくそうかなと思いましたが、もしよろしければ次回から、その報告の最初のところに、今おっしゃったような何とかかんとか専決事項によりみたいに書いていただくと明確だと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。確かに分かりやすくするために統一して表記したいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

6 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 それでは、次に、報告事項第6「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」でございます。報告資料ナンバー6を御覧ください。区立幼稚園及び区立小・中学校における令和4年7月から令和5年3月分の事故発生状況についてのご報告です。

昨年10月12日の本委員会におきまして、年度単位で発生状況をご報告することとさせていただきまして、その際、令和4年6月分まではご報告しておりますので、本日の委員会ではその後の令和4年7月から年度末までの発生状況としてまとめてございます。事故発生件数については別紙1、事故の内容については別紙2となっております。

まず、別紙1を御覧いただきますと、一昨年度の同時期比較で幼小中それぞれにおいて発生件数が減少し、右の合計欄を見ていただきますと、同時期で37件から28件、9件の減少。うち重大事故については17件から5件、12件の減少となっております。

資料6、項番2「現状と対策」です。全体としては減少傾向ではありますが、管理外の事故として、交通事故が2件発生しているとともに、発生した事故の内容を精査していきますと、半数以上

が自己の行為という、ご自身の行為によるけがとなっております。要因としましては、コロナ禍による生活環境の変化が影響を及ぼしていると考えられます。エビデンスとしましては、令和3年度に実施しました「コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査」において、感染症が拡大する前に比べて、子どもの体力が低下したと感じられている保護者が、過半数に上る結果も出ております。また、子どもが外で遊ぶ時間についても過半数で減ったとの回答がございました。このような状況を改善するために、MINATOMIZMダンスフェスタの規模の拡大やボルダリングの活用方法及び効果等についてまとめました体力向上リーフレットを活用した運動の実施などの取組を実施、継続しまして、園児・児童・生徒の体力向上に資する環境整備を行ってまいります。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

7 インクジェットプリンターの購入について

○教育長 それでは、次に、報告事項第7「インクジェットプリンターの購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは続きまして、「インクジェットプリンターの購入について」報告資料ナンバー7を御覧ください。区立小・中学校における業務効率化のため、インクジェットプリンターを購入するものでございます。資料に記載はありませんが、令和3年度の学校提案制度における白金小からの提案をきっかけとしまして、導入を進めてきた案件となります。

項番1「購入物品」ですが、教材、会議資料、研修資料等を高速で印刷するインクジェットプリンターを22台購入します。内訳は、令和4年度までにインクジェットプリンターを配備済みの5校を除きます全ての区立小・中学校となります。なお、既に運用を開始した学校からは、フルカラーの写真やグラフを児童に分かりやすく伝えられる、児童の意欲が高まったなどの効果も確認されているところでございます。

項番2「今後のスケジュール」としましては、今年度第2回の港区議会定例会に購入議案として上程しまして、9月の運用開始を目指してまいります。

ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

8 令和4年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生進路状況について

○教育長 それでは、次に、報告事項の8「令和4年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生進路状況について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、「令和4年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生進路状況について」ご報告いたします。

別紙の上段です。幼稚園の修了生徒、全修了園児数は372人です。経年で、平成30年から入っていますが、今年度の特徴といたしましては、区内の小中学校に行く卒業園児の割合が84.7%

ということで、マイナス3.5%になっています。それでは、そのマイナスになった分はどこに行っているか数字的に見ると、一番下のその他（他県・外国等）が去年2.9%から6.5%に上がって、全部で6.7%ということになっております。これが幼稚園の修了園児の特徴でございます。

続いて、中段の小学校についてです。小学校については、全卒業児童数は1,603人でございます。小学校の特徴は、私立、自宅から通学する生徒。要するに私立中学校、私立中高に進学した生徒が39.5%から42%に上昇しているというところなんです。それでは上昇した分は、どこが減っているのかというと、一番下のその他（他県・外国等）へが、昨年度9.3%から6.5%でマイナス2.8%ということで、先程の幼稚園とは少し傾向が違うということになっていました。続いて、アカデミー内、学区域内の進学率、進学生徒の率を出しております。30%を切ったのが港南中学校と青山中学校でございます。

続いて、中学校の卒業生徒数、全卒業生徒数は754名でございました。今年度の特徴としては、中学校を卒業し私立高校に行く生徒が56.7%から50.7%に、6%減っております。減っている生徒はどこに行ったかということ、その下の他県・外国等が、昨年度の9.2%から12.5%に上昇しているということで、これは幼稚園と同じようなトレンドが見られるということになっております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

9 学校法律相談の令和4年度下半期実施状況について

○教育長 それでは、次に、報告事項の9「学校法律相談の令和4年度下半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー9を用いまして、「学校法律相談の令和4年度下半期実施状況について」ご報告をさせていただきます。令和4年下半期の期間でございますが、令和4年の10月1日から令和5年3月31日までの状況でございます。相談回数ですが、26件の案件で51回の相談がありました。参考に書かせていただいておりますが、令和3年度の下半期の相談回数は、案件で25件、相談回数が40件という形になってございます。保護者との面談の同席というのも弁護士の方をお願いできるようになっているのですが、今回、同席はなかったという結果でございました。

それでは、表のところを御覧ください。原因別に書かせていただいているのですが、「子どもによる事故・トラブル」が一番多い数になっていました。中でも小学校は18回相談があったという結果になっています。3件の内容で18回ございました。こちらは、お子さんがトラブルの中で学校に来られなくなった。保護者の方も学校に行かせないという中で、その行かせないお子さん以外の方たちに聞き取りをした結果を保護者の方にお知らせして、納得するまで学校に行かないという内容でございました。子どもへの学習権を守る観点や、保護者の方にどうアプローチをしていったら法的にもいいのかということをご相談させていただいた上で、こちらについては先週の月曜日に保

護者の方と校長が会ってお話できました。それで、先週の金曜日の3時間目から本人も登校できるようになった。そして、本日も元気に登校しているという結果で、いいつながりになってきたかなというような案件でございました。

二つ目の「教師の指導内容」のことで、ご相談という中には、保護者の方も色々ご不安なことがあるのかもしれませんが、あまりにも長い時間、お電話で2時間から3時間、1回かかってしまうとか、同じようなお話をどうしてもなかなかご理解いただけないとか。そういった方に、どのように歩み寄ってしていくことがいいのかというような相談内容が一番多かったという結果になってございます。

それから「保護者のトラブル」というところで、小学校が3件、6回となっているのですが、こちらについても保護者の方からのクレームというか、ご意見の中身でいうと、マスクをする、マスクをしない、どっちなのだというようなご意見が多く上げられていたという結果でございます。

そして、あと原因の「その他」の中の「学校運営的事項」のところ、中学校が2件と上がっていますが、こちらについては中学校での相談というよりは、小学校のときにあった内容について、特別支援教育的な内容でしたが、小学校のときの指導がどうだったかということをご相談されたというような内容でございます。こちらについても、うまく中学校の方が適切にご意見を伺って法的視点からもこうですとご説明して、現在のところはその保護者にもご理解いただいているというような内容になってございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今、説明があった中で、子どもによる学校のトラブルの最初のところで、しばらく子どもが学校に来られなくなったという案件があったというお話がありましたが、それはどれぐらいの期間だったのか。その期間中、学校に来られない子どもにどういうフォローを学校でしたのか、そこら辺を教えてください。

○教育指導担当課長 こちらにつきましては、12月末の終業式、昨年度の二学期の終業式に起きたトラブルでございます。なので、三学期まるまる学校に行けていなかったというところでした。子どもが行けないというよりは、保護者が解決するまで行かせないというような内容でございました。学校としては週1回、保護者に電話、メール、訪問のどれかを必ずさせていただく。お子さんへの学習の機会を担保するために、オンラインで会えないか、電話で声が聞けないか、直接会えないとか、色々なことを伝えて、教材をお渡しして、時には返送してもらって丸をつけたりということを、この三学期の期間行っていました。子どもは、どちらかという学校に行きたいという気持ちを多く持っているということでしたので、今回きちっとお父様の方で、聞き取りも不完全な形なのですが、その方がいない形での聞き取りをした上で、ご説明して保護者として納得したというところで、先週の金曜日から登校できるようになったという流れでございます。

○中村委員 そのときに、結局言い方はあれですけども、親のエゴで子どもの教育を受ける機会が奪われているということもあり得るので、そういう場合に備えてタブレットもある訳ですし、教

材を渡して返送してもらえれば、それを採点するなり何なりして、そういったことは当然やるべきだと思えるのですけれども、タブレットを使った有効な子どもたちに対する指導とか、そういうようなものはなされたのでしょうか。なされていないのだったら、しなかった理由とかが特にあれば教えてください。

○教育指導担当課長 学校側としては、色々な、タブレットも使って、もちろん会ったりできれば一番よかったのですけれども、提案したのですが、保護者の方からそれはできないと言われてしまいました。この期間、個人情報になるのですが、その方は海外に行かれていて、海外の学校に通ったりということをしていて、そちらをSNSを通じて載せたりされていたので、学校も電話に出てくれなくてメールのみの回答なので、本人が元気になっているかどうかということも含めて、そのSNSを確実にキャッチするように、こちらでも協力して。そこにお子さんが載っていて、元気に学校で学んでいるというか、海外でも生きているということは確認できていたという状況です。

○中村委員 子どもも海外にいたのですか。子ども自身も海外にいたということですか。

○教育指導担当課長 少し長めなので、海外に行ったり帰ってきたり、行ったり帰ってきたりというのを繰り返して、少し複雑なお家の方で、学校としてはきちんと1週間に1回は連絡を。本当は毎日したかったのですが、保護者にうるさいと言われてしまったという関係がございまして、私たちが心配なので、必ず連絡させていただいているというところで、週1回で納得を頂き、最終的にはお電話は嫌なので、メールしてほしいと言われたので、必ずメールを残すようにしています。ただ、何回かに1回は、お家の方に行って、居そうかなというときはピンポンを押させていただくが出てこないとか。そういう形を何回か続けていた形になります。

○中村委員 少し特殊な事例のようなので、理解しました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

- 10 後援名義等の4月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の4月の事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の6月の事業予定について
- 14 図書館の4月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の4月行事实績について
- 16 図書館・郷土歴史館の6月行事予定について
- 17 みなと科学館の4月利用状況について
- 18 6月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に、報告事項の10「後援名義等の4月使用承認について」から、18の「6月教育人事企画課事業予定について」の9件の定例報告については、配布の資料のとおりでございます。

それぞれ、各報告事項について、ご質問等があればお願いいたします。

○田谷委員 すみません。報告事項のナンバー8に戻ってしまって恐縮なのですが、お伺いしたいことがあります。まず、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校の入学率はそれぞれ分かるのですけれども、区立幼稚園に対する未就学児というか、の区立幼稚園には大体何%ぐらい入っているのでしょうか。意味分かりますか。それが一つ。

それから、やはり区立中学校の入学率がいつとき半分近く行ったのですけれども、またこのところ落ちている原因、その辺はどうなのでしょう。

○教育人事企画課長 区立幼稚園に入る生徒については、ただいま手元に資料がございませんので、これは調べましてご報告いたします。

2点目の私立中学校への進学状況ですけれども、平成30年から令和3年までの4年については、平均して41.2%が私立に行くということで、現42%というのは、例年と同じような推移でございまして。都立高校への進学率もどんどん上がっているところ、47.3%ということで上がっているところではございます。これからは、やはり中高一貫の私立高校の進学率が高い傾向があるようですけれども、やはり区立中学校の港区の充実した教育をアピールしていく。こういったことで、私立中学校に行く生徒を呼び戻すことが可能と思っているところでございます。これからそういったところで、外部への発信、そういったことをしていったら、この数値をどんどん上げていきたいと考えております。

以上です。

○田谷委員 おっしゃるとおりだと思います。中高一貫校というのはなかなか興味深い勉強の仕方になってくるのですけれども、やはり港区においても小中一貫校、かなり力を入れてきていますし、実際、アカデミー学区内の中学校の入学率を見ても、小中一貫校というのは、かなり高い程度を誇っていると思います。今後もこういうような方向に進んでいくのが、一番保護者の理解。小中の場合は、ほとんど保護者のご意見だと思って、児童・生徒の本人の意見というのは、ほぼないかと思われまので、保護者の意見。学校を見ていただいても、設備の、また教育内容も素晴らしいということをうんとアピールしてもらいたいと思います。

反面、先程課長からもお話がありましたが、港南と青山の入学率が低いのは、何か原因として捉えているのでしょうか。

○教育人事企画課長 やはり小中一貫校、アカデミー内の指導の連続性、学習内容の継続性。こういったことは港区の充実した教育内容をアピールしてまいります。

2点目は、アカデミーで値が少なかった港南の25.9と青山の23.4です。大きいのは、港南中のアカデミーで、芝浦小の卒業生が161名いるのですけれども、公立学区内が54名、アカデミーが13名というふうに区域外の中学校に行っています。芝浦小の場合は、三田中の方に進学している生徒が多いという状況で、やはり住居の近いところが三田中学校という児童が卒業して進学しているところかなと分析しております。青山中ですけれども、青山中の方は、青南小の卒業生が95人いるのですけれども、54名が私立中学校、私立中高へ進学している。要するに半分以上が私立に進学しているということで、アカデミー内の青南小の進学率は18%となっていて、

私立に抜けていて少なくなっているという状況が青山中学校のアカデミーの値が低かった分析結果でございます。

以上です。

○田谷委員 私の過去からの認識でいうと、大体幼稚園で30%ぐらい、約70%が区立小学校に来る。今度区立小学校から区立中学校が、大体進学率が50%ぐらい。それが、本当にこのところ、幼稚園の件は今まだ手元で分からないということなのですけれども。幼稚園から小学校はいいのですけれども、やはり小学校から中学校というのが、相変わらず50%を切っているということで、やはりこの辺は今、課長もおっしゃっていましたが、指導の一貫性とか、それからあまりハードウェアで釣るのはいいことだとは思いませんけれども、ハードも併せて充実していただいて、教育はもちろん充実していると思いますので、ハードも充実していただいて。そういう意味の今度、逆にアカデミーとしての魅力を出していただきたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

○教育人事企画課長 先生のおっしゃるとおり、やはり中身、充実した教育を学校がやっているところをアピールする。また、その内容をしっかり保護者に啓発していく。それと、今、改定しています。学校教育推進計画の中身も充実させて、港区全体、幼小中が連続して学習できる環境を整えていく。また、指導主事もはじめ、課長も含めて考えてまいります。

以上でございます。

○田谷委員 区長も言うておられるように、教育の港区ということで全国に発信していますので、特に中学校、小中一貫校、その辺のところの魅力を出していただいて、アカデミー単位で、同一校舎で授業が受けられなくても、先程課長もおっしゃっていたように、指導の連続性というのがありますよと、アカデミー単位でその辺のところを大きく打ち出していただきたいと思います。

○教育人事企画課長 やはりそのアカデミー内の小中一貫教育、港区が全体でやっているというところをもう少しアピールしたり、充実させてまいります。

どうも先生、ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定している案件及び報告事項は全て終了いたしましたけれども、委員の皆さん、または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

○教育人事企画課長 先程、審議事項の3において寺原先生から、事実婚と同性カップルとの差はなくなったということでのいいのかというご質問を頂きましたが、そちらの回答をさせていただきます。

今回お出ししたのは、給与に関する以外のものも全て差がなくなるという訳ではなく、今回の改正では、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、退職手当、旅費に限り、事実婚と同性カップルの差がなくなるということの改正でございます。

その他のものの差はなくさないのかということのご質問を頂きました。今回の対象については、先程回答させていただいたとおりですが、職員の給与や勤務条件に関する制度は、23区で共通で

定めるため、特別区全体の動向を注視して、そういった方の人権とか、そういった配慮事項を留意して対応してまいります。

あと、みなとマリアージュ制度の推移はどうなっているのかというご質問を頂きました。令和4年2月28日では、21組。令和4年2月28日の時点では21組。令和5年5月1日では33組。徐々に増えている。一月辺り2組ずつ増加しているというトレンドが見られるということで担当から回答がありました。

以上でございます。

○教育長 ただいまの先程の回答については、今回の改正のところについてはそういうことですが、全体を通したものについては、改めて調べていただいて、そもそも差があるのかどうかを含めて確認をさせていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程、生涯学習推進計画の参考資料の中のことにつきまして、寺原委員よりご質問いただきました。相談事業でLGBT専門相談員をどのように検討しているのかというご質問でした。所管課に確認したところ、今はまだ内容、実施方法も含めて全く決まっていないということでございます。現在この計画の改定についても同時並行で進めておりまして、後期の改定後の計画の中でこういった事業を具体的にしていきたいということです。検討途中ということで、今回は頭出しをさせていただいたと報告を受けました。

説明が不足しており、申し訳ございません。よろしくお願いたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 マリアージュ制度の増加の件、お調べいただきましてありがとうございます。そのときに課長もおっしゃいましたように、月2組ぐらいの予定で上昇しているということですので、寺原委員からも質問がありましたように、今後あらゆる意味で、そういう差がなくなる方向に向かっていただきたいと思います。

○教育人事企画課長 そういった推移も十分考慮を入れながら、学校のそういった職員に対して、そういった人権的なものを含めまして、丁寧に対応していきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○学務課長 恐れ入ります。前回の教育委員会で、三田小学校厨房機器の購入のご報告に関連しまして話題となりました学校施設等の安全対策について、現に実施している取組を表として資料化させていただいております。

情報提供資料ということで、本日メール等で送らせていただいたものですが、「幼稚園、小学校及び中学校の安全対策について」という資料を御覧ください。区では、竹芝エレベーター事故があったこともありまして、例年4月に全庁一斉に区有施設の安全総点検の取組を行っておりますが、重ねて教育委員会事務局としましても、本表にあるとおりの安全対策を実施しております。安全総点検も含めまして、建築物点検や設備点検等、12の主な取組について、対象施設、対象設備別に頻

度や具体的方法等の安全対策の内容を……表化しております。後程ご参照いただければと思います。

ご報告は以上でございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○教育長室長 恐れ入ります。教育委員会の開会日程のことで、最後に私の方から確認でご連絡いたします。7月24日になりますけれども、こちら臨時会を予定しております。なお、この日は教科書採択の答申の予定で案件を考えておりますので、参集による臨時会ということでいたします。

当日は教育委員会室の方にお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。次回は定例会を6月、来月12日月曜日の午前10時から参集で開催の予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博